

別添例示（第3条第1項関係）

浄化槽保守点検・清掃委託等契約書

浄化槽管理者（以下「甲」という。）、浄化槽保守点検業者（以下「乙」という。）及び浄化槽清掃業者（以下「丙」という。）は、甲が管理する浄化槽の保守点検・清掃及び浄化槽法に規定する検査（以下「法定検査」という。）について次の条項により契約を締結し、乙及び丙はこれを誠実に履行するものとする。

（契約の対象施設）

第1条 この契約により、乙が保守点検を、丙が清掃を行う浄化槽は次のとおりとする。

- | | | | |
|------------|--------|----------------|----------------|
| 一 浄化槽の設置場所 | (名称) | | |
| 二 浄化槽の型式 | 合併 | 方式・メーカー | |
| 三 浄化槽の規模 | 人槽 | 容量 | m ³ |
| 四 処理目標水質 | 放流水BOD | mg/l 以下・BOD除去率 | %以上 |

（業務内容及び実施）

第2条 乙は、浄化槽法（以下「法」という。）第2条第3号に規定する浄化槽の保守点検について、環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第2条に規定する技術上の基準に従い適正に実施するとともに、次の作業及び事務の代行を行うものとする。

- 一 甲に対し、浄化槽の適正な使用方法について助言する。
- 二 法第10条の2第1項に規定する浄化槽の使用開始報告書を所管行政機関に提出する。
- 三 法定検査の受検手続を行う。
- 四 丙に対し、法第2条第4号に規定する浄化槽の清掃について、必要な指示を行う。

2 乙が保守点検を実施したときは、別に示す「浄化槽保守点検記録票」を2部作成し、1部を甲に交付するものとする。また、当該「浄化槽保守点検記録票」は、規則第5条8項及び9項の規定により、甲乙各自3年間保存するものとする。

3 丙は、法第2条第4号に規定する浄化槽の清掃について、規則第3条に規定する技術上の基準に従い適正に実施するとともに、清掃を実施したときは、別に示す「浄化槽清掃記録票」を2部作成し、1部を甲に交付するものとする。また、当該「浄化槽清掃記録票」は、規則第5条8項及び9項の規定により、甲丙各自3年間保存するものとする。

（委託料）

第3条 保守点検の委託料は、円とし、その内訳明細は、委託料金内訳明細書のとおりとする。

2 前項に掲げるもののほか、主要部品の取替修繕又は天災その他による補修等の必要が生じたときの費用は、甲、乙及び丙が協議のうえ別途定める。

3 保守点検委託料の支払いは、契約締結時を原則とする。ただし、甲の申出により別に期日を定める場合は、この限りでない。

4 清掃委託料は作業終了の後、請求に基づき、甲が丙に支払うものとする。

5 天災又は甲の責に帰すべき事由によって生じた作業経費は、甲が乙又は丙に支払うものとする。

（情報提供に対する同意）

第4条 甲は、法定検査の実施機関が、法定検査の結果を、浄化槽の適正な設置及び維持管理を図るために利用することを目的として、乙並びに県及び市町村の関係行政機関に提供することを承諾するものとする。

（損害賠償）

第5条 乙又は丙が行う作業上の行為により甲に損害を与えた場合は、乙又は丙は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由又は不可抗力による場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第6条 甲は、乙又は丙が正当な理由が無くこの契約を履行しないとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が浄化槽法及び同法に関連する法令に違反し、浄化槽保守点検業の登録を取り消されたとき。
- 二 丙が市町村の浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。

2 契約を解除したときは、乙は、既に支払いを受けた料金の全部又は一部を返還するものとする。

（契約の期間）

第7条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、この契約期間満了の1ヶ月前までに甲、乙及び丙から申出のないときは、さらに1年間継続するものとする。以後もこの例によるものとする。

（協議事項）

第8条 契約書の内容に疑義が生じたとき又は契約書に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、甲及び乙が各1通を保有し、丙は複製を保有する。

令和 年 月 日

甲（浄化槽管理者） 住 所

氏 名 ㊟

電 話

乙（浄化槽保守点検業者） 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあっては事業所名及び代表者氏名）

電 話

登録番号 第 号

丙（浄化槽清掃業者） 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあっては事業所名及び代表者氏名）

電 話

香取市許可番号 第 号

保守点検委託料金内訳明細書

委託料金の内訳は、下記のとおりとする。

甲から乙に支払う金額

（１）保守点検費	人槽	円	×	回	=	円（税抜き金額）
----------	----	---	---	---	---	----------

甲から丙へ支払う金額

（２）清掃作業費	（①又は②の金額）					
	①	人槽	円	×	回	= 円（税抜き金額）
	②	m3単価	円	円（税抜き金額）		

甲から公益社団法人千葉県浄化槽検査センターへ支払う金額

（３）浄化槽の法定検査（法第11条）手数料	円	×	回	=	円（非課税）
-----------------------	---	---	---	---	--------

- ※ 保守点検は、法第10条及び規則第6条に基づき、4か月ごとに1回とし、浄化槽管理士を派遣して行う。（ただし、みなし浄化槽〔単独処理浄化槽〕については3ヶ月ごとに1回以上とする）
- ※ 清掃は、法第10条に基づき年に1回、行うものとする。ただし、全ばっ気方式にあってはおおむね6ヶ月に1回以上とする。
- ※ 法定検査に係る検査結果書及び検査手数料請求書は、公益社団法人千葉県浄化槽検査センターから浄化槽管理者に送付するものとする。
- ※ 保守点検費及び清掃作業費には別途消費税がかかります。